

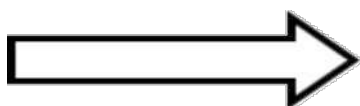
第7章 南阿蘇村における文化財の保存・活用に関する措置

前章で述べた課題と方針を踏まえ、計画期間中に行う具体的な措置（実施計画）を示します。

財源については、村費を基本とするものの、県費、国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等）、財団等の民間組織の補助金なども活用し計画を進めます。

【措置の凡例】

- 新規・継続については、地域計画の作成に伴って実施する事業については「新規」とします。事業が以前から実施されているものについては「継続」、すでに実施している事業に対し新しい取組を地域計画において追加する事業については「一部新規」とします。
- 取組主体については、第8章に詳細な団体名を記載します。なお、村行政の関連する事業については、主管課名を記号で記載します。記号は以下の内容を示しています。
「教」：教育委員会、「総」：総務課、「企」：企画観光課、「農」：農政課、「水」：水・環境課
- 計画期間は、令和7年(2025年度)から令和15年度(2033年度)とし、矢印（白）を準備・企画・検討期間とし、矢印（黒）を事業の実施や協議会等による協議の期間とします。なお、一部新規の事業については新規で追加される内容の検討期間を矢印（白）で併記しています。



矢印（白）
組織内部での事前確認や調整、関係機関への聞き取り等の準備段階。



矢印（黒）
予算措置を伴う計画の実施や、協議会等の実施、刊行物の配布など組織外へ業務が発生する期間。

1 【方向性①】《守り、つなげる》 ための措置

表 7-1 【方向性①】に係る事業の構成

番号	事業名 事業内容	課題 方針	新規 継続	取組主体					計画期間									
				行政	関心がある人 村民	所有者	他団体	学識者	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
1	<p>●未指定文化財の調査事業</p> <p>村内の文化財を今後継承していくために基礎資料としての文化財の把握調査を継続的に実施し、特に書跡・典籍や工芸品などの有形文化財の美術工芸品の把握調査を行い、価値づけを行った上で段階に応じ指定を行います。</p>	(1)-1	継続	教	○	○	○	○										
2	<p>●歴史民俗資料館維持管理事業</p> <p>資料館の移転や改修・修繕などの検討を行い、今後の維持管理を実施します。</p>	(1)-2	新規	教				○	○									
3	<p>●指定等文化財補助事業</p> <p>指定等文化財は条例等に基づき補助を行います。また、所有者の負担が大きいものについては民間助成やクラウドファンディング等の活用を行います。</p>	(1)-3	継続	教			○	○										

3 【方向性③】《共に、かかわる》ための措置

表 7-3 【方向性③】に係る事業の構成

番号	事業名 事業内容	課題 方針	新規 継続	取組主体					計画期間								
				行政	関 心 を 持 つ 村 民	所 有 者	他 団 体	学 識 者	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度	令 和 9 年 度	令 和 10 年 度	令 和 11 年 度	令 和 12 年 度	令 和 13 年 度	令 和 14 年 度	令 和 15 年 度
13	<p>●地区文化財整理活用事業</p> <p>各地域の文化財を台帳に整理します。また、台帳に整理した文化財を起点とした活用方法を検討し、実施します。</p>	3-(1)	新規	教	○	○		○									
14	<p>●活用体制連携事業</p> <p>熊本地震震災ミュージアム K10KU や阿蘇火山博物館等の関係施設、村内の文化財に係る下水道組合や土地改良区などの地域団体等と連携します。</p>	3-(2)	一部 新規	教 企 農 水													
15	<p>●文化財活用地域団体体制構築事業</p> <p>文化財の保存活用に係る組織の設立を検討し、村民が地域の文化財に触れる機会や保存・活用の場を創出する支援を行います。</p>	3-(2)	新規	教	○	○	○	○									
16	<p>●文化財行政体制強化事業</p> <p>文化財に係る行政事務手続き等に伴う作業や手続きをデジタル化する等の効率化及び適切な職員研修や各種専門家との連絡体制を構築し、文化財部局の体制強化を図ります。</p>	3-(3)	継続	教				○									